

地方分権改革に関する提案募集に係る意見

- 義務付け・枠付けの見直し等を内容とする第8次地方分権一括法が成立。「提案募集方式」により地方からの提案に基づく地方分権改革が着実に前進しているものと評価。
- 「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」の各府省第1次回答については、対応困難や引き続き検討とされたものが多く、今後の検討過程において実現に向けた積極的な対応を求める。
- これまでの地方分権改革推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、特に義務付け・枠付けの見直しに関する提案や地域公共交通関係の提案について迅速な対応を求める。

- **義務付け・枠付けの見直しに関する提案…28件**〈重点事項18件〉
 - ～ うち10件〈重点事項8件〉は「従うべき基準」の見直し関係
- **国から都道府県への権限移譲に関する提案…4件**〈重点事項3件〉
 - ～ 経営発達支援計画の認定権限、国立公園の公園事業の認可権限 等
- **その他 地域公共交通関係 等**

義務付け・枠付けの見直しに係る提案について (1/5)

＜基本的考え方＞

【義務付け・枠付けの見直し】

○ 地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従い、義務付け・枠付けは直ちに見直すことが必要。

※ 「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」188件のうち義務付け・枠付け関係は28件〈重点事項18件〉。そのうち5件は勧告未実施分、23件はメルクマールに該当しないと判断されるもの。

【「従うべき基準」の見直し】

○ 基準設定が条例委任されたとしても「従うべき基準」が多用され、地方の自由度が実質的に高まっていない。

○ 第3次勧告等の趣旨を踏まえ「従うべき基準」は速やかに廃止又は「参酌すべき基準」に改めることが必要。

※ 義務付け・枠付け関係28件の提案のうち「従うべき基準」に関する提案は10件〈重点事項8件〉であり、「従うべき基準」を廃止又は「参酌すべき基準」に改めることで根本的に支障が解消される見込み。また、「従うべき基準」に関する提案10件全てが福祉分野。

2

放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化
(H29 No. 161全国知事会・全国市長会・全国町村会共同提案、H30フォローアップ重点4、本年の関連提案 No. 21, 47, 278)

平成29年12月26日 閣議決定 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(抜粋)

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、…**参酌化することについて**、
地方分権の議論の場において**検討し**、平成30年度中に**結論を得る**。

参酌基準化により国の基準を踏まえ、地方自治体は自らの責任で適切な規制を条例で制定

地方による条例の規定のイメージ

- ◎ 放課後児童支援員の資格要件 … 「認定資格研修の他、県又は市町村が実施する資質向上研修を事業従事後●年以内に受講することにより資格要件を満たすこととする。」
- ◎ 放課後児童支援員の配置要件 … 「特例として、中規模の支援の単位においては、支援員等の兼務を可能とする。」
「小規模の支援の単位においては、複数の補助員の配置での運営を可能とする。」
「この場合は、近隣の保育所及び小学校並びに公的施設との連携体制を構築し、児童の安全確保策を講じること。」

義務付け・枠付けの見直しに係る提案について (2/5)

＜平成30年提案＞

① 義務付け・枠付けの見直しに関する提案(「従うべき基準」関係以外) …… 18件(重点事項10件)

(提案項目) ★:重点事項

【介護・子育て関係】

- ・介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続(No.169)★
- ・一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大(No.55)★
- ・幼保連携型以外の認定こども園の協定の見直しについて(No.111)

【土地利用関係】

- ・都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し(No.118)
- ・都市計画に係る都道府県知事の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し(No.190)
- ・市町村が地域の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠付けの廃止・緩和(No.296)
- ・道路法施行令第38条による不利用物件の管理期間の運用弾力化(No.159)
- ・農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可の県から市町村への権限移譲及び縦覧期間の短縮又は廃止(No.48)★
- ・農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可に係る縦覧の廃止(No.102)★
- ・農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について(No.116)★
- ・農地中間管理事業における各種事務簡素化(農用地利用配分計画の縦覧廃止及び知事認可廃止)(No.227)★
- ・農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止(No.284)★

【教育その他】

- ・公立社会教育施設の所管に係る決定の弾力化(No.35)★
- ・「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直し(No.218)
- ・災害援護費付金の月賦償還の採用(No.212)★
- ・建築士審査会の委員任期の条例委任(No.120)★
- ・容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略(No.220)
- ・容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略(No.312)

② 「従うべき基準」に関する提案 …… 10件(重点事項8件)

(提案項目) ★:重点事項

【放課後児童クラブ関係】

- ・放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る実務経験(総勤務時間数)の見直し(No.21)★
- ・放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大(No.47)★
- ・放課後児童支援員の資格取得制度等の見直し(No.278)★

【保育関係】

- ・家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の見直し(No.54)★
- ・家庭的保育事業者等による連携施設の拡充(No.274)★
- ・家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長(No.275)★
- ・保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について(No.228)★

【児童発達支援関係】

- ・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の緩和(No.19)

【その他】

- ・小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用(No.66)
- ・児童養護施設の保育士配置基準の緩和(No.130)★

義務付け・枠付けの見直しに係る提案について (3/5)

< 参酌基準を活用して住民ニーズに的確に対応した自治体の事例 >

参酌基準を活用することで、地域の実情に応じた放課後児童クラブの運営が可能となり、安全性の確保や住民ニーズへの対応につながっている。

(1) 非常災害対応の強化

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第6条)

< 省令規定 >

消火器等の設置及び
災害対応計画策定の
努力義務



・飲料水や非常食の備蓄
・災害対策推進員の設置
・計画策定及び周知の義務化

< 条例規定 >

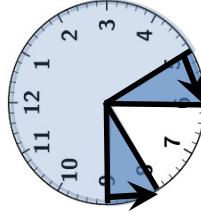
避難及び消火訓練の
定期的な実施



・訓練実施回数
の明確化
(月1回以上など)

(2) 実態に合った開所時間等の設定

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第18条)



開所時間を10時間に拡大するよう
に求め、保護者の勤務時間に対応

開所日を年290日に拡大すること
で土曜日も開設するよう求める

< 省令規定 > 休日8時間以上、
平日3時間以上開設

< 省令規定 > 開所日年250日以上

義務付け・枠付けの見直しに係る提案について (4/5)

<制度的課題の検討の必要性①>

- 第2次勧告のメルクマールや第3次勧告における義務付け・枠付けの見直しの具体的方針が十分に機能していない。

	(現 状)
第3次勧告における方針	福祉分野の施設の職員の資格基準、配置基準、面積基準を中心に「従うべき基準」が多用されている。
「従うべき基準」を国が設定するのは真に必要な場合に限定 (既存の)計画等の策定に係る規定の「できる」規定化	「できる」規定であれば新規に法律で計画等の策定を自治体に求めることが可能。 この規定を根拠に、実質的に全ての自治体で新規計画が策定されるケースがある。

⇒分権改革の意図に反して、地方自治体の自主性や自由度が狭まっていると認識

義務付け・枠付けの見直しに係る提案について (5/5)

＜制度的課題の検討の必要性②＞

○ 法律・政令等による新たな義務付け・枠付けに対して、法令協議等を通じた十分なチェックを行う仕組みが確立していない。

・平成30年提案のうち、放課後児童クラブ、家庭的保育事業、事業所内保育事業、児童発達支援センターは第3次勧告後に新たな「従うべき基準」が創設されたもの

・地方自治法に基づく事前情報提供制度が整備されたが、情報提供が閣議決定近くなされ、検討する時間的余裕が十分でない状況

※特に、省令や通知、補助要綱等については自律的なチェックがなされず、新たに義務付け・枠付けがなされている。

(例) ・放課後児童支援員の資格取得制度等の見直し(No. 278)

⇒ 省令により支援員の資格認定研修の事務実施を都道府県に義務付け

・小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用(No. 66)

⇒ 法律ではなく児童館の設置運営のガイドラインにすぎない要綱において職員配置基準の一部を定め、省令基準と一体として「従うべき基準」として機能



- 国が今後法令等を定める場合は、「従うべき基準」の設定は厳に行わないなど、義務付け・枠付けが許容される基準について見直すこと
- 「従うべき基準」の見直しなどについては、個々の提案の支障事例の解消を検討するのみならず、関連する提案を一括して検討するなど、根本的に制度改正を議論すること
- 「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を実現すること

地域公共交通に関する取組

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年閣議決定）

地域公共交通会議の協議事項や合意方法について整理・明確化し、円滑化が図られることとなった。

今なお地域に残る課題

コミュニティバス等として活用の進む区域運行、自家用有償旅客運送が、路線バスと比べて法令上例外的な位置付けのままでは、多様な交通手段の導入が困難

多様な交通手段を円滑に導入できるようにするなど、地方自治体の調整権能の強化が必要

地域の実情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築

(No. 289 全国知事会・全国市長会・全国町村会共同提案)

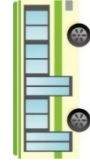
いずれも路線バスと実態上差異がないことを理由に、法規制上同様に扱うべきことを提案

運輸支局長の許可なく自家用有償旅客運送者による少量貨物運送を実施することができるようにする等、手続きを緩和すべき。

区域運行等についても、路線定期運行と同様に、公益上必要な建築物として都市計画法の開発許可対象から除外すべき。

少量貨物運送に関する制度的課題

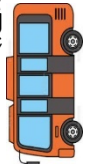
【乗合バス】



制限なし

少量(350kg未満)の貨物輸送は、運輸支局長の許可が不要

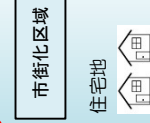
【自家用有償旅客運送】
(過疎地域等)



許可時に
限定

地域の貨物自動車運送事業者に支障がないと運輸支局長が認める場合に限る

市街化調整区域への施設設置に関する制度的課題



住宅地

区域運行範囲

役所



【路線定期運行】開発許可が不要
【区域運行等】開発許可が必要

車庫等の必要な施設の
効率的な設置が不調

所管省庁1次回答は、あくまで現行制度上の差異を説明するのみにとどまる

(国交省回答)

有償による貨物運送は、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限って認めているため、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないか確認する必要。

(国交省回答)

路線定期運行は、固定されたルートで運行するため、建築物が当該ルート上に立地することが必然的であることから開発許可が除外されているが、区域運行等はこれにあらず、開発許可が必要。

時代に即した制度の見直しにより、地域の実情に合った最適な地域公共交通の導入を促すとともに、多様な選択肢が認められることで自治体の調整権能が十分に発揮されることを目指す

全ての提案に共通して国に対処を求めめる事項

○ 国と地方の適切な役割分担の構築のため、全ての提案に共通して以下の事項を求めめる。

- ・ 事務区分(自治事務・法定受託事務)、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の**第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内**とすること。
- ・ **報告徴収・立入検査に限った移譲など**、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、**許認可・措置命令など、関連する他の事務・権限を併せて移譲**すること。
- ・ 一の都道府県の区域を越える事業等に対する**事務・権限**については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。

○ 政府として最終的に決定するまでに、全ての提案に共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求めめる。

- ・ 工程表などの**手順・スケジュール**や具体的な**人員・財源措置**を示すこと。
- ・ 財源については、**事務・権限の実施にあたり財源(人件費相当額を含む。)**の不足が生じないよう、**必要総枠を確保**し、国から地方に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、**研修や職員派遣**など必要な支援を行うこと。
- ・ **事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言**など必要な支援を行うこと。
- ・ 各府省からの第1次回答において**現行規定により対応可能であるとされたもの**について、**要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たす**こと。

全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋） H30.7.27決議（1/2）

地方分権を実感できる改革の深化

○「従うべき基準」をはじめとした義務付け・枠付けの見直し

- ・ 義務付け・枠付けの見直しについては、これまで一定の進展があったが、新たな法令等の制定により、地方は新たな計画策定や事務の実施を求められ、また、「従うべき基準」が多用されるなど、地方の自由度が高まっていない面もある。国が今後法令等を定める場合は、「従うべき基準」の設定は厳に行わないなど、義務付け・枠付けが許容される基準について見直すこと。
- ・ 地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を実現すること。
- ・ 福祉分野を中心として、施設等の面積、有資格者の人員配置などに関する基準が「従うべき基準」とされ、地域の実情に応じた施設等の設置促進や適正な運営に支障が生じているため、速やかに「従うべき基準」を廃止し、「参酌すべき基準」等へ見直すこと。
- ・ 放課後児童クラブに係る「従うべき基準」については、設置促進や合理的な運営を行う上で多くの支障が生じていることから、速やかに「参酌すべき基準」化を行い、放課後児童クラブの充実を図ることができるようにすること。

○地域公共交通制度の見直し

- ・ 路線バスのみならず区域運行バス、自家用有償旅客運送等について地域の協議に基づき活用を促進できるような制度を整えること。併せて、路線バスやタクシーなどの旅客自動車運送事業の許可権限の移譲をはじめ、地域公共交通会議において地方公共団体が調整権限を発揮できる運営方法等の確立など、地方公共団体が主体的に地域の公共交通の形成に関与する仕組みづくり及び必要な支援等について検討すること。

全国知事会「地方分権改革の推進について」H30.7.27決議（抜粋）（2/2）

○「提案募集方式」等の見直し

- ・ 「国が直接執行する事業の運用改善」なども提案対象とすることや、**過去と同内容の提案が複数の団体があつた場合には検討対象とすることや、一律に具体的な支障事例を求めないこと**など地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう制度を拡充すること。
- ・ 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、**国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任をしっかりと果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。**
- ・ 権限移譲に関する提案について、全国一律の権限移譲を基本としつつも、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる「手挙げ方式」を積極的に活用するとともに、広域的な行政ニーズに柔軟かつ効果的に対応でき、**地方自治法に基づき国からの権限移譲の受け皿となり得る広域連合などの活用**、さらに、実証実験的に権限移譲する方式を導入するなど、地方からの提案が最大限酌みとられるよう対応すること。
- ・ 国の地方分権改革推進本部及び有識者会議においては、現在の「提案募集方式」の取組に加え、国と地方の役割分担など制度的な課題について検討を開始するなど、**地方分権改革を一層推進するための新たな手法についても検討を行うこと。**

地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深める事項

○ 憲法と地方自治

- ・ 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点からすると、参議院選挙区の合区の解消や、地域代表制のあり方等、憲法改正に向けた議論を積極的に行う必要がある。
- ・ 地方自治に関する日本国憲法第8章についても、国と地方の役割分担を根本から問い直し、**法律と条例の効力の関係（立法における分権）、地方税財政に関する保障など多様な論点から議論を深めること。**